

平成 2 9 年 度  
津 山 市 農 業 委 員 会  
( 1 1 月 定 例 会 議 事 録 )

平成29年11月 10日(金) 15時00分～  
津山市役所 2F 大会議室  
津山市農業委員会定例会を招集する。

委員定数19名

出 席 委 員 ( 1 6 名 )

- |           |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 日笠 治郎  | 2. 太田 裕恭  | 3. 池田 幸正  | 4. 井家上 淑子 |
| 5. 小串 典介  | 7. 尾島 宏明  | 8. 小島 仁太郎 | 9. 岡田 成子  |
| 11. 山下 英男 | 12. 三谷 智子 | 14. 長森 健樹 | 15. 高山 一英 |
| 16. 植本 幸男 | 17. 筒塩 清美 | 18. 大山 正志 | 19. 大塚 毅  |

欠 席 委 員 ( 3 名 )

- |          |          |           |
|----------|----------|-----------|
| 6. 竹内 隆一 | 10. 松尾 治 | 13. 仁木 紹祐 |
|----------|----------|-----------|

事 務 局 ( 1 0 名 )

- |       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|
| 松田 局長 | 松岡 次長 | 宮野 主任 | 藤原 主任 |
| 杉井 主事 | 都井 主事 | 流郷 主査 | 小椋 主任 |
| 池上 主任 | 安藤 主査 |       |       |

## 議 事

- 議案第51号 農地法第3条の規定による許可申請承認について  
(委員会処分)
- 議案第52号 農地法第4条の規定による許可申請承認について  
(市長処分)
- 議案第53号 農地法第5条の規定による許可申請承認について  
(市長処分)
- 議案第54号 農地転用事業計画変更承認について  
(市長処分)
- 議案第55号 非農地証明願承認について
- 議案第56号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断に  
ついて
- 議案第57号 農用地利用集積計画の承認について
- 議案第58号 農用地利用集積計画の承認について  
(農地中間管理権の取得)
- 議案第59号 津山農業振興地域整備計画変更に関する意見について
- 議案第60号 農地法第36条第1項の規定による勧告の実施について
- 報告第14号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
- その他

## 議 事 録

別 紙 の 通 り

(13:30～)

事務局 長

定刻となりましたので、只今から、平成29年11月の津山市農業委員会定例会を開会致します。本日は、委員19名中16名のご出席を頂いており、全委員の過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本会は成立いたします。なお、6番竹内委員、10番松尾委員、13番仁木委員から欠席の連絡を頂いております。それでは、津山市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、以降の議事進行は、日笠会長をお願いいたします。

日笠 会 長

はい。皆さんご苦勞さまでございます。研修会に続いてでお疲れだと思いますが、よろしく申し上げます。それでは議事録署名人を私の方から指名させていただきます。11番山下委員さん、12番三谷委員さん、よろしく申し上げます。それでは議事に入ります。農地法第3条の規定による許可申請承認について上程します。事務局説明願います。

事務局（津山）

失礼します。それでは、議案第51号の説明をいたします。今回、津山地区から11件、阿波地区から1件、勝北地区から1件、久米地区から1件の計14件の申請です。議案書のページで申しますと、1ページから3ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

まず1-1についてですが、野介代の63歳の男性から、同じく高野本郷の38歳団体職員の男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、1-2についてですが、河面の75歳の男性から、岡山市の59歳公務員の男性への、贈与による所有権移転です。譲受人は住所を岡山市としておりますが、現在は家族を檜の実家に残し、単身赴任をし、休日には津山へ戻り、農業をしている状況です。農家世帯員の中には農作業に常時従事が認められる世帯員もいる上、来年の3月には定年を迎えるため、本人も津山に戻り、今以上に規模拡大を図っていく旨、聞き取りをしております。以上のことから、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、1-3についてですが、宇治市の71歳の男性から、高野山西の86歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、1-4についてですが、下高倉西の80歳の女性から同じく下高倉西の66歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、1-5についてですが、院庄の成年後見人の女性から、同じく院庄の64歳パート男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、1-6についてですが、川崎市の71歳の男性外2名から、院庄の54歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、1-7についてですが、新田の76歳の男性から、勝央町の58歳農業を営む女性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、1-8についてですが、岡山市の70歳の男性から、日上の54歳

自営業の男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、1-9についてですが、東一宮の59歳の女性から、同人への、転用事業計画変更による所有権移転です。この申請は、農地を農地法第5条の規定による許可を受け、前所有者から取得したものの、当初の転用目的は事務所及び露天駐車場でしたが、不況から計画通りの転用が完了できず、一部農地を残し、造成工事をしたまま転用事業が止まっておりました。この度、これ以上転用工事を行わず、現在の状況のまま、利用することとしたため、農地部分を分筆し、改めてその土地を農地として取得しようとするものです。合わせて、関連議案として、前述の転用許可についての転用事業計画変更申請が提出されております。事業計画変更が承認されれば、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、1-10についてですが、上横野の64歳の女性から、同じく上横野の70歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

津山地区の説明は1-11を除いて以上です。

日 笠 会 長  
事 務 局 ( 阿 波 )

はい、ありがとうございました。続いて阿波。

続きまして、阿波地区分を議案書をもとに説明します。

3-1ですが、岡山市の76歳男性から、久米郡美咲町の55歳、会社員男性への贈与による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細については別紙調査書のとおりです。

阿波地区からの説明は以上です。

日 笠 会 長  
事 務 局 ( 勝 北 )

はい、ありがとうございました。続いて勝北。

それでは勝北地区の説明をいたします。

4-1についてですが、京都市西京区の女性から、西中の60歳、農業を営む女性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細については別紙調査書のとおりです。

勝北地区の説明は以上です。

日 笠 会 長  
事 務 局 ( 久 米 )

はい、ありがとうございました。続いて久米。

続きまして、久米地区分を議案書をもとに説明いたします。

5-1は領家の農業を営む女性から、同じく領家の61歳農業を営む男性への贈与による所有権移転でございます。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりでございます。

久米地区の説明は以上でございます。

日 笠 会 長

はい、ありがとうございました。ここまでで、地元委員さんの説明を聞きたいと思いますが、1区からお願いします。

大 山 委 員

1区の大山です。この方は一生懸命農業をされとりまして、問題ないと思います。

日 笠 会 長  
小 島 委 員

はい、ありがとうございました。次。

8番小島です。1-2については、一生懸命されるということで問題ないと思います。

日 笠 会 長

1-3についても、一生懸命されると聞いております。問題ないと思います。

はい、ありがとうございました。次、2区。

高山委員	2区高山です。この方は過去に違反転用の箇所がいくつかありましたが、それもきれいにされておりまして、問題ないと思っております。
日笠会長	ありがとうございました。次、この件は前から小作をされておりまして、問題ないと思います。
	次、1-6、この方も以前から小作をつけられておる方で、問題ないと思いません。
井家上委員	4番井家上です。推進委員の方から、しっかりされておりましてと聞いております。私の方も先日現地を確認しましたが、間違いはないと思います。よろしくお願ひします。
日笠会長	はい、ありがとうございました。次、5区。
長森委員	14番長森です。除草管理など、しっかりされておりまして。
日笠会長	はい、ありがとうございました。次、3-1。
山下委員	はい、6番竹内です。3-1でございますが、この方は農業をしっかり頑張っておられますので問題ないと思ひます。
日笠会長	はい、ありがとうございました。次。
尾島委員	尾島です。問題ないと聞いております。本人もしっかりされておりまして。
日笠会長	はい、ありがとうございました。次。
植本委員	植本です。この方はしっかりされておりまして、問題ないと思ひます。
日笠会長	はい、ありがとうございました。今議案第51号の5-1までについて事務局並びに地元委員の説明がありましたが、何かありませんか。よろしいか。
	よろしい。
日笠会長	それでは、賛成の方は挙手をお願いします。
	《 多数、挙手 》
日笠会長	はい、賛成多数ということでありありがとうございます。
	《 日笠会長 退室 》
日笠会長	続いて津山。
事務局（津山）	それでは、1-11についてですが、種の80歳の男性から、同じく種の65歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。
	議案第51号の説明は以上です。
太田代理	はい、ありがとうございました。それでは、地元委員さんの説明をお願いします。
長森委員	長森です。受け人は信頼の厚い方で、問題ないと思ひます。
太田代理	はい、ありがとうございました。今議案第51号の11-1について事務局並びに地元委員の説明がありましたが、何かありますか。ありませんか。
	ありません。
太田代理	それでは、賛成の方は挙手をお願いします。
	《 多数、挙手 》
太田代理	賛成多数ということでありありがとうございます。
	《 日笠会長 入室 》
日笠会長	はい、ありがとうございました。議案第52号農地法第4条の規定による許可申請承認について上程します。事務局説明願ひします。
事務局（津山）	それでは、議案第52号の説明をいたします。今回、津山地区から2件、勝北地区から1件の計3件の申請です。
	議案書のページは、4ページです。それでは、議案書をもとに説明します。
	まず、1-1番・勝部の宅地、375㎡、追認案件についてです。
	農地区分は、農振除外された土地ですが、周囲の状況から、第2種と判断しています。転用目的は、農家住宅用地で、施設の概要は、木造平屋建て全高3m程度の

農業用倉庫3棟です。転用事業者は、勝部にお住いの65歳会社役員の男性です。居宅に隣接する申請地に農機具や農業用資材を保管するための倉庫を建築していたものです。転用にあたり、境界部分には手彫り水路を設置し、既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しています。勝部水利組合から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。農業用施設であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-2番・綾部の農業用施設、260㎡、追認案件についてです。農地区分は、農振用途変更済みであり、農振農用地です。転用目的は、農業用施設用地で、施設の概要は、貸露天農作業場です。転用事業者は、綾部にお住いの68歳農業を営む男性です。所有する農地を中間管理機構を通じて担い手に貸し出したところ、担い手から複数で作業をするための資材置場や駐車スペースを求められたことから、申請地を露天農作業場として造成していたものです。転用にあたり、境界部分は土留及び石積み擁壁により対処し、雨水排水については自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しています。土地改良区には未所属です。農業用施設であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

津山地区分の説明は以上です。

事務局（勝北）

続きまして勝北地区分の説明をいたします。

4-1番・西中の畑、398㎡の件です。農地区分については第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は太陽光発電施設で、施設の概要は、発電出力2.3kW程度の太陽光発電施設1施設です。転用事業者は、西中にお住いの63歳農業を営む男性です。当該地は、老後の生活を考え、太陽光発電施設を設置する場所を探していたところ、自己所有地のなかで規模的にも適している申請地をと考え、太陽光発電施設として管理するため転用するものです。転用にあたり、天板を掘り下げ、重機により転圧し、防草シートを敷き、雨水については自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。土地改良区には未所属です。他の土地も検討しましたが、向きや面積、日照条件などにより、他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

議案第52号の説明は以上です。

日 笠 会 長  
大 山 委 員

はい、ありがとうございました。それでは現地調査の説明をお願いします。

大山です。1-1について、これは農作業用に使われる施設ということで、問題ないと思います。

日 笠 会 長  
高 山 委 員

はい、ありがとうございました。次。

高山です。ここは駐車場があったようで、再分筆して、再申請を出されたようなことです。問題ないと思います。

日 笠 会 長  
尾 島 委 員

はい、ありがとうございました。次。

これは、他地域への影響等もありませんので、問題ないと思います。

日 笠 会 長

はい、ありがとうございました。今議案第52号に対して事務局並びに現地調査の説明がありましたが、皆さんこれに対して何かありますか。

\*

ありません。

日 笠 会 長

ありませんか。

\*

はい。

日 笠 会 長

それでは、無い様でしたら、賛成の方は挙手でお願いします。

\*

〈 多数、挙手 〉

日 笠 会 長

はい、賛成多数という事でありがとうございます。

議案第53号農地法第5条の規定による許可申請承認について上程します。事務局説明願います。

事務局（津山）

それでは、議案第53号の説明をいたします。

今回、津山地区から所有権移転5件、使用貸借権設定1件、勝北地区から所有権移転1件、久米地区から所有権移転1件の計8件の申請です。

議案書のページは、5ページから7ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1番・勝部の雑種地、32㎡、所有権移転の追認案件です。農地区分は、農振用途変更済みであり、農振農用地です。転用目的は、農業用露天駐車場です。転用事業者は勝部にお住いの65歳会社役員の男性です。これまで使用していた農業用車両の駐車場が、市道拡幅により使用できなくなったため、耕作している農地の隣接地である申請地を代わりに農業用車両の駐車場として利用していたものです。転用にあたり、駐車場表面は砂利を転圧し、現状の法面を利用し、雨水排水については既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状となっていることを確認しています。勝部水利組合から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。農業用施設であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして1-2番・大田の畑、962㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は太陽光発電施設で、施設の概要は発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設1施設です。転用事業者は、美作市にお住いの68歳会社員の女性です。父親が高齢となり、耕作ができなくなったため、将来の生活も考え、申請地を太陽光発電施設として転用するものです。転用にあたり、やや傾斜となっている申請地の境界部分には盛土をし、傾斜の下手の隣接地にも、さらにもう一段盛土をすることで、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。大田町内会から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他の土地も検討しましたが、向きや面積、日照条件などにより、他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-3番・神戸の田、1,145㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、貸露天資材置場です。転用事業者は、神戸にお住いの67歳会社役員の男性です。経営する会社には、現在、資材置場、製品置場がなく、下請け業者に保管してもらっている状況であり、今後、既存業務の規模拡大や新規事業の着手を計画していることから、申請地を購入して露天資材置場、露天駐車場として会社に貸し付けるため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリートブロック擁壁を設け、雨水排水については、敷地内に排水施設を設け、溜升を通じて隣接する既存水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。吉井川井堰土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-4番・戸島の宅地、29㎡、使用貸借権設定の追認案件です。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、進入路です。転用事業者は、神戸にお住いの33歳会社員の男性です。隣接地の住宅を取り壊し、新たに居宅を建築することにしましたが、以前から使用していた進入路をそのまま使用しようとしたところ、手続きが未了であったものです。転用にあたり、境界部分については、擁壁があり、雨水排水については、既存の水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しています。戸島町内会から差し支えない旨の承諾書の提出と、使用貸借契約書の写しの添付を受けております。他に代替性もないとのことであり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-5番・金屋の雑種地、553.03㎡、所有権移転の追認案件です。農地区分は、農振除外された土地ですが、周囲の状況から、第2種と判断していま

す。転用目的は、道路です。転用事業者は、金屋町内会です。申請地周辺は水はけが悪く、周囲の農地の作物の収量に影響があったことから、効率よく農業を行うために、管理農道と排水施設を整備していたものです。転用にあって、路面はコンクリート舗装をし、法面には種子散布を行って土砂の流出を防ぎ、雨水排水については、排水施設を整備し、要所に溜升を設けることで土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しています。他に代替性もないとのことであり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-6番・国分寺の田、299㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高9.0m程度の居宅1棟で、建蔽率は23%です。転用事業者は、河辺にお住いの35歳会社員の男性です。現在、アパートで生活していますが、長年居住し、慣れ親しんだ地域で今後も生活をしたいと考え、居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については建物及び駐車場のアスファルトで覆われ、生活雑排水については、合併浄化槽を設けて既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。人神町内会から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

津山地区分の説明は以上です。

日 笠 会 長  
事 務 局 ( 勝 北 )

はい、ありがとうございました。次。

それでは勝北地区の説明を致します。

4-1番・新野山形の田畑、495㎡の件についてです。農地区分は、農振除外された土地であり、土地改良事業の受益地であるため、第1種と判断しています。転用目的は一般住宅用地で、施設の概要は、木造平屋建て全高5.7m程度の居宅1棟で、建蔽率は27%です。転用事業者は、奈義町にお住まいの公務員の男性です。が、現在、借家に居住していますが、父親が高齢となり、介護の面で実家に近い場所で生活する必要があるため、父親の土地を譲り受け、居宅を建築するため転用するものです。転用に当たり、境界部分については、コンクリート擁壁および水路により対処し、雨水については、敷地内に排水施設を設け、生活雑排水については公共下水道に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。勝北町土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。集落に接続した位置であり、他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

勝北地区分の説明は以上です。

日 笠 会 長  
事 務 局 ( 久 米 )

はい、ありがとうございました。次。

続きまして、久米地区分を議案書をもとに説明いたします。

5-1番・領家の畑、325㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は一般住宅用地で、施設の概要は、木造二階建て全高6.5m程度の居宅1棟で、建ぺい率は22%です。転用事業者は、小田中にお住まいの33歳会社員男性と35歳パート女性のご夫婦です。現在はアパートに居住しておりますが、子供の成長に伴い手狭になったことや、父母の老後の世話と農業の後継をするため、実家に近い当申請地に居宅を建築するものです。転用にあたり、申請地は20cm程度表土をすきとり、真砂土に入れ替えますが、現在の高さと同じにし、南側にコンクリートブロック擁壁を設け、また、雨水については、東側に排水路を設け沈殿柵を通じて既存水路に接続させ、生活雑排水については、公共下水道に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。領家水利組合から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。



議案第53号の説明は以上でございます。

大山委員 18番大山です。1-1については、先ほどの事務局の説明の通り、問題ないと思います。1-2についても、先月あげずに直すところは直したということで、問題ないと思います。

日笠会長 はい、ありがとうございます。1-3について、これは私が見てきましたが、問題ないと思います。1-4についても、分筆をして、きれいにしとるということで、問題ないと思います。1-5についても、問題ないと聞いております。

井家上委員 先ほど事務局が言われました通りで、隣の家にも隣接しておりますし、問題ないと思います。

日笠会長 はい、ありがとうございます。次。

尾島委員 尾島です。自宅の前を一部譲り受けるということで、問題ないです。

日笠会長 はい、ありがとうございます。次。

植本委員 これについては事務局の言う通りで、推進委員とも見に行つて問題ないと判断しております。

日笠会長 はい、ありがとうございます。次。

\*  
日笠会長 はい。

\*  
日笠会長 それでは、賛成の方は挙手でお願いします。

\*  
日笠会長 ≪ 多数、挙手 ≫

日笠会長 はい、賛成多数という事でありがとうございます。

事務局（津山） 議案第54号農地転用事業計画変更承認について上程します。事務局説明願います。

それでは、議案第54号の説明をいたします。今回、津山地区からの1件のみです。議案書のページで申しますと、8ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1・東一宮の雑種地191㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。面積が当初転用許可時と比べ減少していますが、先ほどの議案第51号1-9で説明しましたとおり、計画変更により転用を取り止めた部分について分筆し、農地として本人が耕作するとしたことによるものです。転用事業者は、東一宮にお住まいの59才自営業の女性です。平成26年1月31日付けで農地法第5条の規定に基づく転用許可を受け、所有権移転登記までは行ったのですが、売上げが伸び悩んだことから、事務所の建築を一時中止して自宅の一部で営業を継続しながら、事務所の建築予定だった場所に来客用の駐車場のみ造成していたもので、今後も事務所を建築する予定がなくなったことから、事業計画を来客用駐車場のみに変更するものです。

計画変更にあたり、隣接の畑は一段高い位置にあり、雨水排水については、駐車場の表面を砂利敷きにして自然浸透させ、余剰分については既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しています。

他に代替地もないとのことであり周辺地域の農業等に及ぼす影響も変更前に比べ同程度以下であると認められることから、事業計画の変更は問題ないものと考えます。

議案第54号の説明は以上です。

日笠会長 はい、ありがとうございました。地区の説明は、これはあるのかな。

長森委員 はい、これは私と、地元の推進委員さんで見に行きましたが、駐車場で使うとしておったのを変更して工場にしたいということで、問題ないと思います。

日笠会長 ありがとうございます。議案第54号に対して、皆さん何かありませんか。

\*  
日笠会長 ありません。

\*  
日笠会長 それでは、賛成の方は挙手でお願いします。

\*  
日笠会長 ≪ 多数、挙手 ≫

日笠会長 はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。

			議案55号非農地証明願承認について上程します。筆頭者の方から説明をお願いします。
大	山	委	員
			1-1についてですが、平成2年ごろから、車を置くのと、仕事用の資材を置くのにつかっていたということで、問題なしとっております。
			1-2については、書いてあります通り昭和41年ごろに知らずにアパートが立ってしまったということです。
			1-3については、娘さん夫婦の家を建てたときに、業者がきちっと登記の変更までしていなかったようで、ここできれいにされたいということです。問題ないと思います。
日	笠	会	長
高	山	委	員
			はい、ありがとうございました。次。
			高山です。1-4についてですが、これは昭和の時分に家を買った時から進入路になってしまっていたということで、今更どうしろとも言えんので、仕方ないのかなとっております。
			1-5については、この方は市外に出ておまして、年に1度か2度しか帰ってこないということで、農地法に違反しているとは知らなかったということで、今回出されております。問題はありません。
日	笠	会	長
井	家	上	委
			員
			はい、ありがとうございました。次。
			1-6を説明します。この方は手広く事業をされておまして、その資材を置く場所として長年使っていたようです。今回、本山委員の指導で、墓地や墓地に入るための進入路等もありますが、きれいにされると聞いております。問題ありません。
日	笠	会	長
長	森	委	員
			はい、ありがとうございました。次。
			長森です。半分ほどの面積について、農地法を知らずに木を植えておったということで、仕方ないと思います。
			1-8については、農地だと知らずに、ずっと進入路として使ってきたということです。問題ないと思います。
日	笠	会	長
山	下	委	員
			はい、ありがとうございました。次。
			11番山下です。2-1ですが、これは議案書に書いてある通りで、実際はお寺に来られる方の駐車場として使われとるみたいですが、いたしかたないと思います。
日	笠	会	長
尾	島	委	員
			はい、ありがとうございました。次。
			尾島です。4-1、4-2、4-3、いずれも知らんうちに先代がしておったということで、仕方ないと思っております。
植	本	委	員
			16番植本です。5-1につきましては、議案書にも書いてありますが、庭にしてしまっていたということで、今回出されております。現地も確認しましたが、問題ないと思います。
日	笠	会	長
			はい、ありがとうございました。以上、55号に対して筆頭者からの説明がありました。承認いただけますか。
		*	
日	笠	会	長
			はい。
			はい、賛成の方は挙手でお願いします。
		*	
日	笠	会	長
			《 多数、挙手 》
			はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。
			議案第56号耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について上程します。現地の説明をお願いします。
尾	島	委	員
			尾島です。きょう松尾さんが来られないので、代理で言わせていただきます。問題ないと聞いております。
植	本	委	員
			5-1ですが、土地の条件も悪く、仕方ないと思っております。
日	笠	会	長
			はい、ありがとうございました。以上56号に対して筆頭者からの説明がありました。承認いただけますか。

<p>* 日 笠 会 長</p>	<p>はい。</p>
<p>* 日 笠 会 長</p>	<p>はい、賛成の方は挙手でお願いします。</p>
<p>* 日 笠 会 長</p>	<p>はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。</p>
<p>事務局（津山）</p>	<p>議案第57号農用地利用集積計画の承認について説明して下さい。</p> <p>議案第57号 農用地利用集積計画の承認について、説明いたします。</p> <p>議案書のページは、15ページから18ページです。今回の利用権設定は、貸借によるものが津山地区2件、加茂地区1件、勝北地区1件、久米地区3件の計7件です。以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。</p> <p>議案第57号の説明は以上です。</p>
<p>日 笠 会 長</p>	<p>はい、ありがとうございました。57号について、承認いただけますか。</p>
<p>* 日 笠 会 長</p>	<p>はい。</p>
<p>* 日 笠 会 長</p>	<p>はい、賛成の方は挙手でお願いします。</p>
<p>* 日 笠 会 長</p>	<p>はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。</p>
<p>事務局（津山）</p>	<p>議案第58号農用地利用集積計画、農地中間管理権の取得の承認について説明して下さい。</p> <p>議案第58号 農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権の取得）を説明いたします。</p> <p>議案書のページは、19ページから23ページです。これは、農地中間管理機構として指定された岡山県農林漁業担い手育成財団が行う農地中間管理事業による農地中間管理権の取得によるもので、23ページの最後に書いておりましたが、全ての農地の受人は岡山県農林漁業担い手育成財団です。今回、農地中間管理権の取得をするのは、津山地区16件、加茂地区11件、勝北地区21件、久米地区7件の計55件です。以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。</p> <p>議案第58号の説明は以上です。</p>
<p>日 笠 会 長</p>	<p>はい、これは中間管理機構に預けるのですが、承認いただけますか。</p>
<p>* 日 笠 会 長</p>	<p>はい。</p>
<p>* 日 笠 会 長</p>	<p>はい、賛成の方は挙手でお願いします。</p>
<p>* 日 笠 会 長</p>	<p>はい、ありがとうございました。59号について、事務局お願いします。</p>
<p>事務局（津山）</p>	<p>議案の説明の前に議案書の修正をお願いします。27ページ、除外14の土地所有者欄の中ほど、田淵友和さんの友を知るの下に日を書く智に修正をお願いします。繰り返します、除外14の土地所有者の内、田淵友和さんの友を知るの下に日を書く智に修正してください。また、ページ上部の3行中2行目の聞くを耳への聴くに修正をお願いします。24ページから28ページ全てに記載がありますので、すべて耳への聴くに修正をお願いします。</p> <p>改めまして、議案第59号の説明をいたします。議案書のページは、24ページから28ページです。それでは、議案書をもとに説明します。この件につきましては、津山市が農業振興地域整備計画を変更するにあたり、次に掲げる変更点である、編入4件、除外14件、用途変更3件の合計21件について、当委員会に対し意見を求めてきたものです。参考として28ページ下段に、農用地区域からの除外の基準について記載しております。</p> <p>それでは説明に移ります。内容が同じ様な案件は、まとめて説明させていただきます。まず、24ページの編入について説明します。1番については、平成8年に宅地として、農用地区域から除外していましたが、その後計画を中止したため編入するもので、問題ないものと考えます。2番と3番については、中山間地域等直接支</p>

払制度に取り組むため編入するもので、問題ないものと考えます。4番については、土地改良事業実施のための編入であり、問題ないものと考えます。続きまして、24ページから27ページの除外について説明します。まず、除外1と除外2についてですが、携帯電話の基地局を設置するために除外するもので、農地法第5条第1項第7号及び農地法施行規則第53号第14号に該当し、転用許可不要であるため、問題ないものと考えます。続きまして、除外3についてですが、生活用兼農業用に使用していた道路が狭く不便であったため、道幅を拡幅していたもので、指導による農振除外申請となります。除外後の農地区分は土地改良事業の受益地であることから、第1種と判断しておりますが、第1種の例外許可規定である『既存施設の拡張』に該当し、集団性等に支障をきたす位置でもなく、問題ないものと考えます。続きまして、除外4、5及び6についてですが、住宅敷地を拡張していたもので、指導による農振除外申請となります。除外後の農地区分は土地改良事業の受益地であることから、第1種と判断しております。第1種の例外許可規定である『既存施設の拡張』に該当し、集団性等に支障をきたす位置でもなく、問題ないものと考えます。続きまして、除外7についてですが、農業後継者が一般住宅を建設するもので、除外後の農地区分は土地改良事業の受益地であることから、第1種と判断しております。第1種の例外許可規定である『集落に接続して設置される住宅』に該当し、集団性等に支障をきたす位置でなく、代替地もないとのことであり、問題ないものと考えます。続きまして、除外8についてですが、農機具庫等を建設していたもので、指導による農振除外申請となります。除外後の農地区分は土地改良事業等の受益地でなく、周辺の状況から第2種と判断しております。『集落に接続して設置される業務上必要な施設』に該当し、集団性等に支障をきたす位置でなく、問題ないものと考えます。続きまして、除外9、11及び13についてですが、いずれも敷地を拡張していたもので、指導による農振除外申請となります。除外後の農地区分は土地改良事業の受益地であることから、第1種と判断しております。第1種の例外許可規定である『既存施設の拡張』に該当し、集団性等に支障をきたす位置でもなく、問題ないものと考えます。続きまして、除外10についてですが、申請地の隣接地で運送、土木等の事業を行っている転用事業者が、事業拡張のため、露天資材置場及び露天駐車場として除外するもので、除外後の農地区分は10ha以上の一段の規模の農地内であり、第1種と判断しております。第1種の例外許可規定である『既存施設の拡張』に該当し、集団性等に支障をきたす位置でもなく、代替地もないとのことであり、問題ないものと考えます。続きまして、除外12についてですが、農業用倉庫を建てるとして用途変更を行った後に、事業用倉庫、露天資材置場及び露天駐車場を設置していたもので、指導による農振除外申請となります。除外後の農地区分は土地改良事業の受益地であることから、第1種と判断しております。第1種の例外許可規定である『集落に接続して設置される業務上必要な施設』に該当し、集団性等に支障をきたす位置でなく、問題ないものと考えます。続きまして、除外14についてですが、太陽光発電施設を設置するために除外するものです。当地は山林であり、農地ではなく、以前は放牧等に利用していた経過もあり農振地とされていたものですが、現在はその利用もなく、農地の集団性等に支障をきたす位置でなく、問題ないものと考えます。続きまして27ページからの用途変更について説明します。まず、用途1についてですが、担い手として地域の農地を多く引き受けている農業法人が事業拡張に伴い農機具置場及び農業用資材置場が必要となったため農業施設用地に用途変更するものです。規模も適当であり、申出地の位置から見て、問題ないものと考えます。続きまして、用途2についてですが、事業拡張に伴い、新たに農業用倉庫及び苗育成場を整備するため、農業施設用地に用途変更するものです。規模も適当であり、申出地の位置から見て、問題ないものと考えます。続きまして、28ページ用途3についてですが、現在、貸借契約により耕作をしてもらっている所有農地を返却してもらい、新たに

農機具を購入して本格的に農業を行うよう考えているため、農機具置場及び大豆の育苗用地を整備するため農業施設用地に用途変更するものです。しかしながら、所有する農地に農振農用地以外の第2種農地があり、農用地区域外に代替性はないとは言えないこと、また、計画に対して規模が過大であると考えられることから、問題があるものと考えます。以上のことから、用途3については、現在の計画では、規模決定根拠が不明確であり、代替地の検討も不十分であることから不相当とし、その他の20件については、適当とする旨回答することが相当と考えます。

議案第59号の説明は以上です。

日 笠 会 長  
\*

議案第59号について、このようになっておりますが、承認いただけますか。  
はい。

日 笠 会 長  
\*

はい、賛成の方は挙手でお願いします。  
《 多数、挙手 》

日 笠 会 長

はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。

事務局（津山）

議案第60号について説明して下さい。

失礼します。それでは、議案第60号、農地法第36条第1項の規定による勧告の実施について説明いたします。

これは、昨年実施しました利用状況調査の結果、遊休農地と判断された農地に対して利用意向調査を行った結果、中間管理機構若しくは円滑化団体に貸すという意向を示した農地以外の農地の内、この8月から9月に推進委員を中心に行った利用状況調査で、未だ遊休農地と化している農地について、中間管理機構と協議するよう勧告するものです。各筆の明細は別紙のとおりですが、合計で706筆、674,022㎡について勧告を予定しております。なお、この農地の内、意向調査後、本日までに所有者が亡くなっている農地があった場合には、もう一度意向調査を相続人に対して行う必要があることから、本日、勧告の実施について承認をいただいた後に、再度、間違いがないよう生存の有無を確認するため、最終的に送付件数が減少する可能性があることについてもご承認いただきたいと思っております。

議案第60号の説明は以上です。

日 笠 会 長  
\*

議案第60号について、以前から話があった分ではありますが、せにゃあならんとなつとりますんで、承認いただけますか。

日 笠 会 長  
\*

はい。  
はい、賛成の方は挙手でお願いします。

日 笠 会 長

《 多数、挙手 》

日 笠 会 長

はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。

事務局（津山）

報告第14号3条の3第1項の規定による届出書の受理について説明して下さい。

報告第14号について説明します。議案書のページは30ページです。今回は、相続によるものが2件8筆となっております。報告第14号の説明は以上です。

日 笠 会 長

はい、ありがとうございました。

日 笠 会 長  
\*

これで議案は終わりましたが、皆さんの方から審議の必要な事はありませんか。  
ありません。

日 笠 会 長

無い様でしたら、事務局の方は何かありますか。

事務局

ありません。

日 笠 会 長

それでは、次回の定例会開催について、事務局お願いします。

事務局（津山）

事務局から次回の定例会の日程等について連絡させていただきます。

次回の12月の定例委員会ですが、12月4日月曜日午後1時30分より、市役所2階202会議室で行います。繰り返し申し上げます。次回の12月の定例委員会ですが、12月4日月曜日午後1時30分より、市役所2階202会議室で行います。

事務局からの連絡は、以上でございます。

太田会長代理  
\*

ご審議お疲れ様でした。それでは閉会とします。ご苦勞様でした。  
お疲れ様でした。

(16:10終了)

上記会議のてん末を記載し、相違ないことを証するために確認し、署名捺印する。

会 長 日 笠 治 郎

署 名 委 員

署名委員 ①

---

署名委員 ①

---